データ使用許諾契約書

　公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「甲」という）および日本ハムフードパッカーズ株式会社（以下「乙」という）は、乙が所有する「牛肉画像に関するデータ」（以下「本件データ」という）の使用について、以下のとおり合意し、契約（以下「本契約」という）する。

（目的）

1. 本契約は、甲が実施する「牛肉画像を用いた牛肉ランクの自動判別に関する研究」（以下「本研究」という）に必要とする本件データの使用許諾に関し、必要なことを定めることを目的とする。

（許諾および制約）

第２条　乙は、甲に対し、本件データを本研究においてのみ使用することを許諾する。

２　甲は、本件データの全部または一部を、甲が管理する本研究のためのコンピュータシステム（学内LANで接続されているコンピュータを含む）に複製することができる。

３　前２項の許諾は、本件データに関するいかなる権利の移転も意味しない。

（甲の注意義務）

第３条　甲は、本件データを善管注意義務をもって保管し、乙による事前の承諾なく、本研究関係者以外に譲渡、複製または使用させてはならない。

２　甲は、本件データが記録されているコンピュータシステムに、本研究関係者以外がアクセスできないように、適切な措置を講じなければならない。

（本件データの受け渡し）

第４条　乙は、甲に対し、本件データを無償で提供する。

２　乙は、本件データをパスワード付きのファイルとして送信し、パスワードは甲の研究管理者のみに開示する。

（秘密保持）

第５条　甲および乙は、本契約により互いに開示された営業上、技術上、その他の情報の一切について、官公庁等に対する等やむを得ないときを除き、本契約期間中および契約期間終了後においても、その秘密を保持しなければならない。

（契約解除）

第６条　甲および乙は、相手方が本契約に違反したときで、相当の期間を定めて催告してもその違反が是正されない場合は、ただちに本契約を解除できるものとする。

２　天変地異、悪疫流行、法律命令、行政措置、その他甲の責に帰さない不可避的な事由によって、甲による本研究の遂行が不能に陥ったときは、甲および乙は協議のうえ、本契約を変更または解除できるものとする。

３　本条に基づく本契約の解除は、損害賠償請求を妨げない。

（契約期間）

第７条　本契約の有効期間は、本契約の締結日より令和５年３月３１日とする。

（契約終了時の措置）

第８条　事由の如何を問わず本契約が終了した場合は、甲および乙は、甲が使用した本件データの取り扱いについて協議するものとする。

（研究発表）

第９条　甲は、本件データを使用して得た研究成果（以下「研究成果」という）を発表する場合は、事前に乙の同意を得るものとする。

（データ流出時の措置）

第１０条　甲の管理下にある本件データが、理由の如何を問わず本研究関係者以外に流出した場合は、甲は、速やかにその旨を乙に報告し、被害を最小限にとどめるよう対応しなければならない。

２　前項の場合において、甲に故意または過失がある場合は、甲は、乙に対し賠償の責任を負う。

（損害賠償）

第１１条　甲または乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、損害を受けた当事者は賠償を請求することができる。

（裁判管轄）

第１２条　本契約に関する訴訟については、函館地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（規定外事項）

第１３条　本契約に定めのない事項および本契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙友好的に協議して取り決めるものとする。

（修正・変更）

第１４条　本契約の修正・変更は、甲乙の記名押印による文書によらない限り、効力を有しない。

　本契約の成立を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　北海道函館市亀田中野町１１６番地２

　　公立大学法人公立はこだて未来大学

　　　　　　理事長　　片　桐　恭　弘

乙